

○工学院大学ファカルティ・ディベロップメント規程

(令和元年7月22日)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院設置基準 第14条の3および大学設置基準 第25条の3に基づき、工学院大学（以下「本学」という。）において、教職員および学生が授業の内容および方法の改善を図るための組織的な取り組みであるファカルティ・ディベロップメント活動（以下「FD活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 本学のFD活動は教育開発センターが主管する。
- 2 本学のFD活動を適切に実施するため、教育開発センターの下に教育改善ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 3 WGについて、構成、審議事項等、その運営に必要な事項は、別に定める細則による。

(所管)

第3条 この規程は、学習支援部学習支援課が所管する。

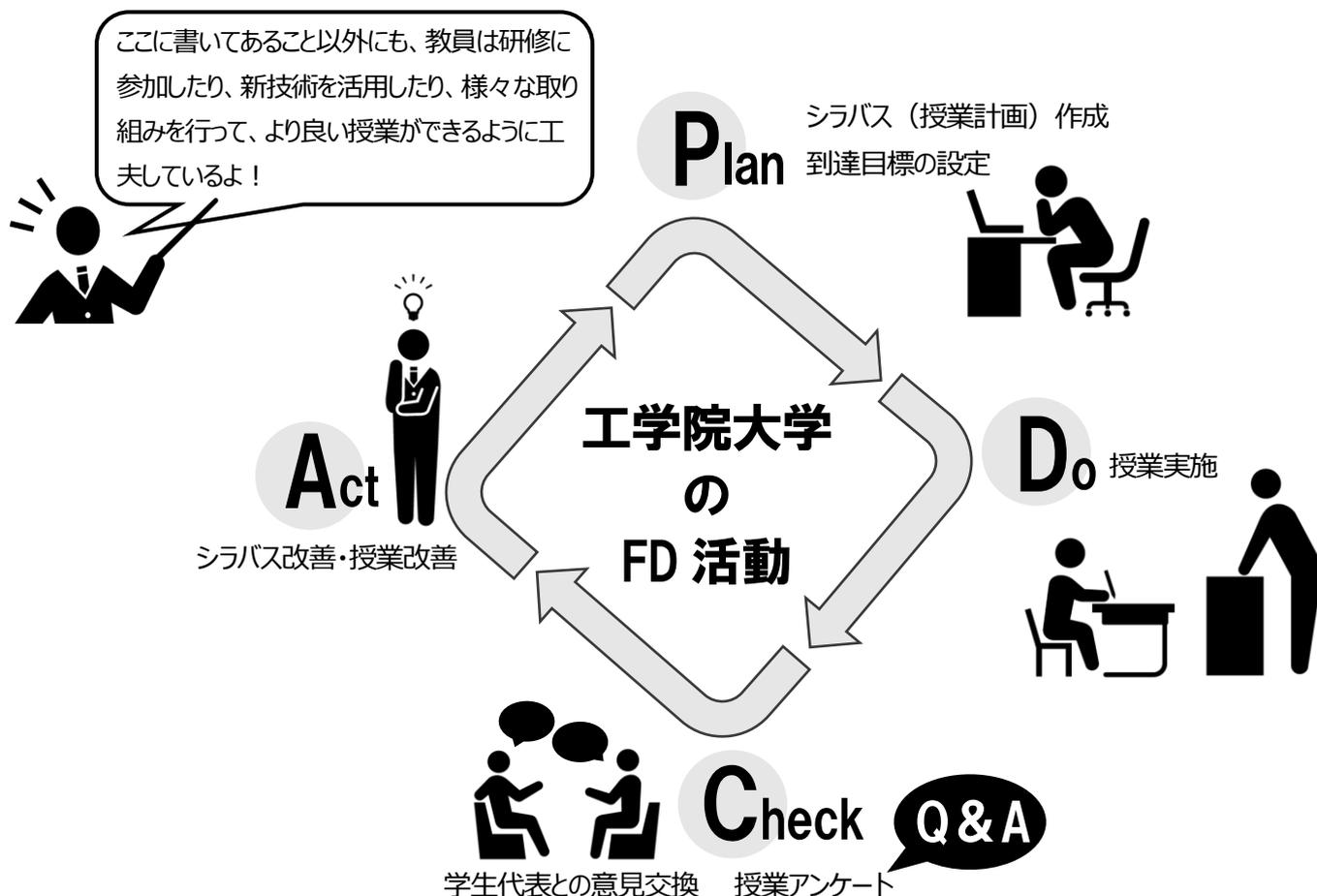
(改廃手続)

第4条 この規程の改廃は、学長が教育開発センターの意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

ファカルティ・ディベロップメント (FD) って？
教員が授業の内容や方法を改善・向上させていくための組織的な取り組みのこと
Faculty=大学の教員組織/教員集団
Development=(能力)開発/発展



○工学院大学教育改善ワーキンググループ細則

(令和元年7月22日)

(趣旨)

第1条 この細則は、工学院院大学FD規程 第2条の規定に基づき、教育改善ワーキンググループ(以下「WG」という。)について、構成、審議事項等、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 WGは、次のメンバーをもって構成する。

- (1) 教育開発センター主幹教員
- (2) 専任教員の中から学長が指名する者 若干名
- (3) 事務職員の中から学長が指名する者 若干名

2 前項第1に規定するWGの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議長)

第3条 WGに、議長を置き、前条第1項第1号に規定する者をこれに充てる。

2 議長は、WGを代表し、WGの業務を統括する。

(招集、開催および定足数)

第4条 WGは、必要に応じて議長が招集し、その議長となる。

2 WGの定足数は、構成員の過半数とする。

(審議事項)

第5条 WGは、次の事項を審議する。

- (1) FD活動の啓発に関する事項
- (2) FD活動の実施に関する事項
- (3) 学長の諮問する事項
- (4) その他FD活動全般に関する事項

(審議結果)

第6条 議長は、前条の審議結果を教育開発センター長に報告するものとする。

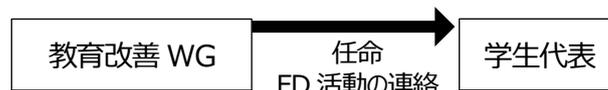
(学生代表)

第7条 必要な場合には、委員会の下に学生代表を置くことができる。

2 学生代表は、WGの指示により、FD活動に当たる。

3 学生代表は、大学院研究科または学部在籍する学生で、FD活動へ積極的に参加する者の中から、WGが任命する。

4 学生代表の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

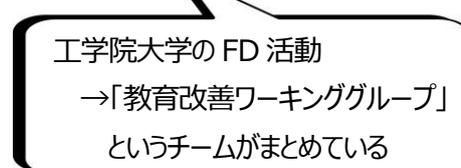


(事務の所管)

第8条 WGに関する事務は、学習支援部学習支援課が行う。

(改廃手続)

第9条 この規程の改廃は、学長が教育開発センターの意見を聴いて行う。



附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

